

墨田区公契約条例に関する特約条項（工事用）

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約の履行に当たり、墨田区公契約条例（令和5年墨田区条例第31号。以下「条例」という。）及び墨田区公契約条例施行規則（令和5年墨田区規則第57号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

（定義）

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 甲以外の者からこの契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めるところにより乙又はアに掲げる受注関係者に次号アに掲げる労働者を派遣する者
労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 乙又は受注関係者に雇用され、この契約に係る業務に従事する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2条第1号に掲げる労働者

イ 乙又は受注関係者との契約によりこの契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

労働報酬 この契約に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる労働者がその雇用する乙又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

（労働関係法令の遵守）

第3条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49条）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境等を確保しなければならない。

2 乙は、前条第2号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

3 乙は、労働者等を雇用形態に応じ社会保険に加入させなければならない。

（労働報酬の支払）

第4条 乙は、労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。前条第3項及び第6条を除き、以下同じ。）に対し、条例第8条に規定する労働報酬下限額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

(乙の講ずべき措置)

第5条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(労働条件等の報告)

第6条 乙は、規則第11条に規定する労働者等に係る労働条件等に関する事項を甲に報告しなければならない。

(労働者等に対する周知)

第7条 乙は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

労働報酬下限額

労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

条例第11条に規定する申出に関する事項及び当該申出をするときの連絡先
労働者等は、前号の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

第5条に規定する事項

(不利益な取扱いの禁止)

第8条 乙は、条例第11条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入検査)

第9条 乙は、条例第12条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第10条 甲は、条例第12条第1項の規定による報告又は立入検査の結果、乙が条例の規定又はこの特約条項に違反していると認めるときは、乙に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 乙は、前項の規定による求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときはこの契約を解除することができる。

条例第12条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

前条第1項の規定による求めに応じないとき。

前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合において、それにより甲に損害が生じたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第13条 甲は、第11条の規定によりこの契約を解除したときは、乙に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、工事請負契約約款第42条の2第2項の規定を準用する。

(受注関係者との契約)

第14条 乙は、受注関係者と契約を締結するときは、乙が遵守すべきこの特約条項について、受注関係者が乙に準じて当該特約条項を遵守することとなるよう、定めなければならない。